

衆議院憲法調査会・基本的人権の保障に関する調査小委員会

教育をめぐる「階層差」の拡大と「基本的人権」

荻谷剛彦（東京大学教育学研究科）

1. 憲法における「能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利」

第二十六条「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利を有する。」

cf. 第二十五条 「1. すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。2. 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」

教育基本法第三条「すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位または門地によって、教育上差別されない。2 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。」

2. 「能力」に応じるという場合の「能力」とは？

義務教育の早い段階で、家庭環境による「能力」格差が拡大したら、どう考えるのか？

3 教育改革のもとでの教育の実態の変化：社会・経済。文化的な「階層」による格差拡大の実態 資料編

4 「結果の平等」と「機会の均等」について：日本とアメリカにおける「結果の平等」日本：

「残念ながら、日本の社会には個人が先駆性を発揮するのをよしとしないきらいがある。日本人のもつ絶対的とも言える平等感と深く関わるが、「結果の平等」ばかりを問い、縦割り組織、横並び意識の中で、「出る杭」は打たれ続けてきた。「結果の平等」を求めすぎた拳句、「機会の不平等」を生んできた。」（小淵恵三元首相委嘱による「二十一世紀日本の構想」懇談会の報告書）

アメリカ：

「長年にわたり、鎖につながれてきた人を解放し、競争のスタートラインに立たせ、『さあ、あなたは自由に他の人たちと競争ができる』と言い、それだけで自分は完全にフェアであると正しく信じようなどすることはできない。機会の門戸を開くだけでは不十分である。われわれすべての市民は、この門戸を通り抜けるにたる能力を持たなければならない。これこそが、公民権のための闘いの、次なる、そしてより深遠な段階である。われわれは自由だけではなく機会を求める たんなる法的な公正ではなく、人間的な能力を、たんなる権利としての、理論としての平等ではなく、事実としての、結果としての平等を求めるのである。（1965年のジョンソン大統領の「貧困への闘い」演説）